

◎一般会計が上水道事業会計からの借入金を充当する事業

国営農地再編整備事業「亀岡地区」負担金

1 事業概要

淀川水系桂川左岸の水田地帯の効率的な土地利用と生産性の高い農業基盤を形成するため既耕地の再編整備を国営事業により実施しました。

平成 23 年度で事業が完了し、平成 24 年度から事業に係る亀岡市の負担金の支払いが始まります。

なお、亀岡市負担分については、国への支払いを規定償還により行う場合、土地改良法施行令に基づく利率が年 5% となり、利息が高額となることから利息の軽減を図るため平成 24 年度に一括して償還するものです。

2 事業地域

馬路町、千歳町、河原林町、保津町

3 事業内容

事業区域を 11 の換地区に区分して、平成 13 年度からほ場整備工事に着手。

事業費：176 億 6,186 万 7 千円（概算見込）

（うち亀岡市負担額 14 億 8,801 万 6 千円）

事業面積：638 ha

事業期間：平成 12 年度～平成 23 年度

整備内容：ほ場の整備、農道の整備、用水路の整備、排水路の整備 等

4 国営事業に係る亀岡市負担額財源内訳

（単位：千円）

国営事業に係る 亀岡市負担額	財源内訳		
	市 債 (公共事業等債)	上水道事業会計繰 入金 (借入金)	一般財源
1,488,016	941,400	540,000	6,616

◎一般会計が上水道事業会計から繰入金（借入金）をする場合の一般会計、上水道事業会計のメリット（利息の試算）

- (1) 国への支払いを規定償還（対象額 441,907 千円、15 年償還、年利 5%）により行う場合 222,679 千円の利息が発生します。
- (2) 上水道事業会計から借り入れる場合（借入対象額 540,000 千円、10 年償還、年利 0.9%と仮定）27,089 千円の利息が発生します。
- (3) 上水道事業会計が定期預金などで運用した場合（年利 0.3%と仮定）16,200 千円（10 年間分）の利息を得ることができます。
- (4) 一般会計から毎年償還される元金を上水道事業会計が定期預金などで運用した場合（年利 0.3%と仮定）7,170 千円（9 年間分）の利息を得ることができます。

※上記（1）～（4）から、

- ・一般会計は（1）－（2）＝195,590 千円の利息支払いが軽減できます。
- ・上水道事業会計においても（2）－（3）＋（4）＝18,059 千円の利息の増収が図れます。

このように、一般会計と上水道事業会計の双方にメリットがあるものです。

※ 上水道事業会計からの借入金の原資については、将来的に浄水場や給配水管などの施設が老朽化した時に更新するため積み立てている資金を、一時的に借り入れるものです。

そのことから、災害や不測の事態などが発生し、上水道事業会計において緊急に資金が必要になった場合は、一般会計が借り入れている資金を直ちに繰上償還することとしています。